

日本臨床外科学会東京支部内規

- 1 日本臨床外科学会東京支部（以下支部）を外科集談会におく。
- 2 支部の事務は外科集談会事務局が行う。
- 3 外科集談会会長が指名した支部長一名・支部委員若干名が支部の運営にあたる。
- 4 日本臨床外科学会本部から依頼された支部推薦に関する審議を行い、外科集談会会長が決定し本部に推薦する。
- 5 外科集談会会員を会員とする。会費は徴収しない。
- 6 その他運営に関して必要な事項は外科集談会と協議して行う。
- 7 本内規の改定は、支部委員長が提案し、外科集談会の世話人会の議を経て外科集談会会長が決する
- 8 本内規は 2020 年 1 月より施行する。